

特定化学物質の掲示対象物質、有機溶剤の掲示内容・掲示方法が変更になりました

変更の主なポイント

- 特定化学物質の有害性等の掲示について、従来、掲示対象物質は、がん原性物質またはその疑いのある「特別管理物質」のみでしたが、全ての特定化学物質に対象が拡大されました。
- 有機溶剤中毒予防規則第24条に基づく掲示の内容が変更となり、掲示方法も最新のデジタル技術等を活用するため、掲示の方法を限定しないこととし、掲示方法を示していた「厚生労働大臣が定める規定」が廃止（令和5年3月31日）されました。

1 特定化学物質の掲示内容

特定化学物質の名称

特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

特定化学物質の取扱い上の注意事項

使用すべき保護具（特別管理物質製造取扱い作業場所）

有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具（保護具の使用義務作業場所）

令和5年10月1日施行

2 有機溶剤業務を行う屋内作業場の掲示内容

有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

有機溶剤等の取扱い上の注意事項

有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具（保護具の使用義務作業場所）

令和5年4月21日施行

有機溶剤中毒予防規則第24条に基づく従来の掲示方法

有機溶剤等使用の注意事項	
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状	
(1) 頭痛	
(2) けん怠感	
(3) めまい	
(4) 貧血	
(5) 肝臓障害	
二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	
(1) 有機溶剤を入れた容器で使用 中 でないものには、必ず、ふたを すること	
(2) 当日の作業に直接必要のある量 以外の有機溶剤等を作業場内へ 持ち込まないこと	
(3) できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさける こと	
(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に ふれないようにすること	
三 有機溶剤による中毒が発生したときの 応急処置	
(1) 中毒にかかった者を直ちに通風 のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管理を 担当する者に連絡すること	
(2) 中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確保 した状態で身体の保温に努める こと	
(3) 中毒にかかった者が意識を 失っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと	
(4) 中毒にかかった者の呼吸が 止まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして 心肺蘇生を行うこと	

従来の掲示を用いて、改正後の掲示に替えることも可能ですが、この掲示のみでは、内容が不足（疾病の種類、使用すべき保護具）するため、不足する内容を別途追加する必要があります。

3 掲示内容

(1) 疾病の種類について

「疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択してください（の記載方法が可能であれば、当該方法によることが望ましい）。

「労働基準法施行規則別表第1の2」に記載された疾病を記載する方法

（例）ジクロロメタンを取り扱う場合、同別表第7号の14の「ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん」から「胆管がん」と記載

「労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病」（疾病告示）の同告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

（例）塩酸（塩化水素を含む。）を取り扱う場合、「皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕」と記載

国が行うGHS化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

（例）事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果は「区分1（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分3（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分1（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載と記載

から までの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特定化学物質の第三類物質等の特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

（例）事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載と記載

上記の方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（２）疾病の症状について

疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択してください。

疾病告示（前ページ）の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

（例）事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

特化則別表第 3 及び第 4 等の特別規則で定める特殊健康診断における自他覚症状を記載する方法

（例）事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自他覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（令和 5 年 3 月 31 日廃止。）による従来の揭示方法（前ページ）第 1 号（１）から（４）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

上記の方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（３）取扱い上の注意事項について

特定化学物質の「取扱い上の注意事項」については、譲渡・提供者から通知を受けた「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、SDS（JIS Z 7253）の「項目 7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があります。

有機則第 24 条第 1 項の規定に基づく揭示については、旧告示第 2 号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、譲渡・提供者から通知を受けた「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS（JIS Z 7253）の「項目 7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する。

有機溶剤等を入れた容器で使用途中でないものには、必ずふたをすること。

当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

(4) 中毒が発生したときの応急処置について

有機則第24条第1項に基づき掲示する必要のある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第3号に掲げる以下の内容を記載する。

中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

(5) 使用すべき保護具の掲示について

「使用すべき保護具」等については、譲渡・提供者から通知を受けた「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDS(JIS Z 7253)における「項目8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載する。

使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましい。使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましい。

(6) その他

「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定ですので、参考にしてください。

4 掲示方法

掲示方法は作業場において作業に従事する全ての者が容易に視認できる方法による必要があります。

掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ(電子看板)等を使用する方法があります。

ご不明な点は、岡谷労働基準監督署(安全衛生課)までお問い合わせください



岡谷労働基準監督署